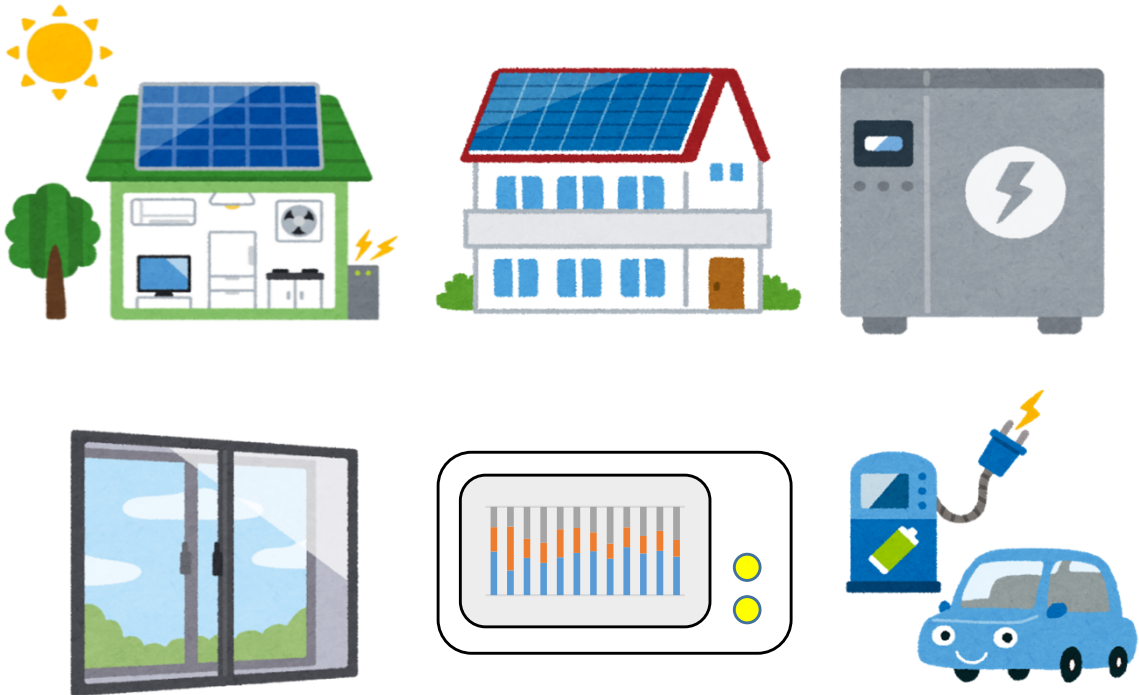


令和6年度 佐野市 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス化 支援補助金

申請の手引き



佐野市では、2050年カーボンニュートラルの達成に向けて、温室効果ガス排出量削減のための取組を推進しています。

目次

1. お願い	2
2. 補助制度の概要	3
(1) 補助金の予算額	3
(2) 補助対象者	3
(3) 補助の対象になる住宅	3
(4) 補助対象事業・補助額	3
(5) 補助制度を利用する際の留意事項	3
(6) 補助対象事業の要件	4
① Z E Hの新築又は購入	4
② 太陽光発電設備の設置	5
③ 蓄電池設備の設置	5
④ 高断熱窓への改修	5
⑤ H E M Sの設置	6
⑥ 電気自動車等充電設備の設置	6
3. 申請方法	7
補助対象事業ごとの添付書類	
① Z E Hの新築又は購入	8
② 太陽光発電設備の設置	8
③ 蓄電池設備の設置	8
④ 高断熱窓への改修	9
⑤ H E M Sの設置	9
⑥ 電気自動車等充電設備の設置	9
◎ 添付書類一覧	10
◇ 申請できる期間	11
4. Q & A	12
5. 佐野市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス化 支援補助金交付要綱	14
別表第1 (第3条関係)	17
別表第2 (第6条関係)	18
別表第3 (第7条関係)	19

1. お願い

「佐野市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス化 支援補助金」を申請される皆さまへ

この冊子は、令和6年度佐野市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス化支援補助金の申請に関して説明している手引書です。この冊子の用語は「佐野市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス化支援補助金交付要綱」第2条に定めるものと同様であるため、「佐野市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス化支援補助金交付要綱」を必ずご一読ください。

また、本手引書においては、「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス」を「ZEH」という表記に統一させていただいております。

補助金の申請をされる方は、以下の注意事項を十分ご確認された上で申請を行ってください。

【注意事項】

- 補助金の受付は予算の範囲内です。補助額が予算額に到達した時点で補助金は終了です。
- 本補助金の交付は、令和7年度末までの実施を予定しています。なお、状況によって変更になる場合があります。
- 申請書類の返却はできません。提出書類は、必ずコピーを取り、控えとして保管してください。
- 申請書類を記入するときは、摩擦熱によりインクの色が無色に変わる筆記用具を使用しないでください。
- 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付決定を取り消したり、補助金の返還を求めることがあります。

○ZEHとは【Net Zero Energy House(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)】

外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現したうえで、再生可能エネルギー設備等を導入することにより、年間の1次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅のことです。

2. 補助制度の概要

(1) 補助金の予算額

4,500万円

※予算額は全ての補助対象事業への補助額を合計した総額であり、補助額が予算額に達した時点で補助金は終了になります。

(2) 補助対象者

- ①市内に住所を有し、住民基本台帳に記録されている方
- ②市税の滞納がない方
- ③補助金の申請に係る住宅に自らが居住している方
- ④同一の補助対象事業について、すでに本補助金の交付を受けていない方

(3) 補助の対象になる住宅

自らが居住する住宅であって、**Z E H**又は**常時互いに接続している太陽光発電設備及び蓄電池設備が設置されている住宅**です。補助申請時において太陽光発電設備のみの設置やどちらも設置されていない住宅などは、補助の対象になりません。

(4) 補助対象事業・補助額

	補助対象事業	補助額
①	Z E Hの新築又は購入	一律40万円
②	太陽光発電設備の設置	総発電容量1kwにつき1万円(上限9万円)
③	蓄電池設備の設置	総蓄電容量1kwにつき2万円(上限10万円)
④	高断熱窓への改修	改修に要した費用の3分の1(上限20万円)
⑤	H E M Sの設置	一律1万円
⑥	電気自動車等充電設備の設置	一律5万円

(5) 補助制度を利用する際の留意事項

- ・補助金額の千円未満は切り捨てとなります。
- ・**①と②～⑤の補助金との併用はできません。**なお、それ以外の組み合わせ(①+⑥、②+③+④、④+⑤+⑥など)は併用ができます。
- ・②～⑥の補助を受けるには、前述のとおり、申請時に**居住する住宅に太陽光発電設備及び蓄電池設備の両方が設置されていること**が必要です。

(6) 補助対象事業の要件

① Z E Hの新築又は購入

次のいずれにも該当するもの

- (1) 国が定めたZ E Hの定量的要件※を満たすことが証明できる住宅であること。
- (2) 申請者が新築した住宅又は購入した新築の建売住宅であること。

※ Z E Hの定量的要件

Z E H

以下の①～④のすべてに適合した住宅

- ① Z E H強化外皮基準(地域区分1～8地域の平成28年省エネルギー基準(η A C値、気密・防露性能の確保等の留意事項)を満たした上で、U A 値[w/m² k] 1・2地域：0.40相当以下、3地域:0.50相当以下、4～7地域:0.60相当以下)
- ②再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量削減
- ③再生可能エネルギーを導入(容量不問)
- ④再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上の一次エネルギー消費量削減

N e a r l y Z E H

以下の①～④のすべてに適合した住宅

- ① Z E H強化外皮基準(地域区分1～8地域の平成28年省エネルギー基準(η A C値、気密・防露性能の確保等の留意事項)を満たした上で、U A 値[w/m² k] 1・2地域：0.40相当以下、3地域:0.50相当以下、4～7地域:0.60相当以下)
- ②再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量削減
- ③再生可能エネルギーを導入(容量不問)
- ④再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から75%以上100%未満の一次エネルギー消費量削減

② 太陽光発電設備の設置

次のいずれにも該当するもの

- (1) 新品であること。
- (2) 蓄電池設備が設置されていること。

注意事項：太陽光発電設備で発電した電気を住宅で使用せず、全て売る契約をしているものについては対象外になります。

③ 蓄電池設備の設置

次のいずれにも該当するもの

- (1) 新品であること。
- (2) 太陽光発電設備が設置されていること。

注意事項：太陽光発電設備と常時接続している蓄電池設備であることが必須です。

④ 高断熱窓への改修

次のいずれにも該当するもの

- (1) 既設窓の改修であること。
- (2) 次のいずれかの方法による改修であること。
 - ア 内窓の取付け
 - イ 外窓の交換
 - ウ ガラス交換、カバー工法※1又は建具交換※2によるガラスの交換
- (3) 本改修により、住宅にある全ての窓の熱貫流率 $2.33\text{ w/m}^2\cdot\text{K}$ 以下になること。
- (4) 高断熱窓への改修に要する資材が新品であること。
- (5) 太陽光発電設備及び蓄電池が設置されていること。

※1 既存窓枠を取り外さずに、その枠の上から別の窓を取り付ける工法。

※2 障子部分である建具及びガラスを一体として交換すること。

⑤ HEMSの設置

次のいずれにも該当するもの

- (1) 一般社団法人エコーネットコンソーシアムが定める「ECHONET Lite」規格の認証登録番号を取得しているものであること。
- (2) 電力使用量を1時間以内の単位で1月以上、1日以内の単位で13月以上のデータを蓄積できるものであること。
- (3) 新品であること。
- (4) 太陽光発電設備及び蓄電池設備が設置されていること。

⑥ 電気自動車等充電設備の設置

次のいずれにも該当するもの

- (1) 住宅に設置されたものであること。
- (2) V2Hを設置する場合は、V2H専用ブレーカーを設置していること。
- (3) V2Hを除く電気自動車等充電設備を設置する場合は、分電盤に専用の分岐回路（専用回路）を設置していること及びテストボタンが付いた「分岐回路用漏電ブレーカー」を設置していること。
- (4) 新品であること。
- (5) 太陽光発電設備及び蓄電池設備が設置されていること。

3. 申請方法

◇提出する書類

様式

様式第1号 佐野市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス化支援補助金交付申請書



添付書類

- (1)同意書又は住民票の写し及び市長が発行した納税証明書
【注意】・同意書については、記名押印又は署名のうえご提出ください。
・納税証明書については、13ページ 4. Q & Aの10をご確認ください。
- (2)申請に係る住宅の位置図
- (3)申請に係る住宅の全景の写真
- (4)太陽光発電設備及び蓄電池設備の配置図※1及び設置状況が確認できる写真※2（ZEHに係る補助申請の場合は不要）
- (5)電力会社と契約した電力の売買に係る契約書の写し（余剰電力を電力会社に売電する場合のみ）
- (6)補助対象事業が完了した日が確認できる書類
（工事請負者又は販売者が作成した書類にあっては、代表者印及び会社印が押印されたものに限る。）
- (7)補助対象事業に係る領収書の写し又は申請者が当該経費を支払ったことが確認できる書類の写し
- (8)その他市長が必要と認める書類



佐野市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス化支援補助金交付要綱の別表第3右欄に掲げる書類（次ページ以降記載）

- ※1 太陽光発電設備の配置図・・・屋根の平面図に、枚数や配置が分かるようにパネルを書き加えた書類をご用意ください。
蓄電池設備の配置図・・・住宅の平面図に蓄電池を書き加えたもの等をご用意ください。
- ※2 太陽光発電設備にあっては、住宅の全景写真にパネルの大部分が写っていれば、別途用意いただくなくて差支えありません。全景の写真にパネルが写っていない場合で、写真の用意が困難であれば、パネルが写った航空写真等をご用意ください。
蓄電池設備にあっては、通常は全体が映った写真のみで差支えありませんが、蓄電池設備の補助を申請する場合は、全体が映った写真に加えて、型番が分かる写真をご用意ください。

全補助対象事業共通で必要な書類

補助対象事業ごとに必要な書類

佐野市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス化支援補助金交付要綱の別表第3右欄に掲げる書類

9 ページ記載の「様式」と「添付書類」に加えて、補助対象事業ごとに必要な書類は次のとおりです。申請したい補助対象事業の項目を参照し、該当の書類をご準備ください。

① ZEHの新築又は購入

- (1)BELS評価書の写し又はZEHであることを証する書類の写し※
※ZEHであることを証する書類の写しとは、例えば国の実施する戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業における交付決定通知書の写し等のことです。
- (2)ZEHの新築に係る工事請負契約書の写し又は購入に係る売買契約書の写し

② 太陽光発電設備の設置

- (1)太陽光発電設備の設置に係る工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し
- (2)設置した太陽光発電設備の総発電容量が確認できるカタログの写し
- (3)新品であることが確認できる書類
例：保証書、出荷証明書、施工証明書等

③ 蓄電池設備の設置

- (1)蓄電池設備の設置に係る工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し
- (2)設置した蓄電池設備の総蓄電容量が確認できるカタログの写し
- (3)新品であることが確認できる書類
例：保証書、出荷証明書、施工証明書等

④ 高断熱窓への改修

- (1)高断熱窓への改修に係る工事請負契約書の写し※
※当該契約書に経費の内訳が明記されていない場合は、見積書その他の経費の内訳が確認できる書類の写し
- (2)改修した高断熱の全景、製品名及び型番が確認できる写真
- (3)住宅全ての窓の位置が確認できる平面図及び立面図
- (4)住宅全ての窓の熱貫流率が確認できるカタログの写し※
※改修した窓だけでなく、既存の窓のカタログの用意が必要です。
- (5)高断熱窓への改修に要した資材が新品であることが確認できる書類
例：保証書、出荷証明書、施工証明書等

⑤ HEMSの設置

- (1)HEMSの設置に係る工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し
- (2)設置したHEMSの全景、製品名及び型番が確認できる書類
- (3)HEMSを設置した位置が確認できる平面図
- (4)設置したHEMSのカタログの写し
- (5)新品であることが確認できる書類
例：保証書、出荷証明書、施工証明書等

⑥ 電気自動車等充電設備の設置

- (1)電気自動車等充電設備の設置に係る工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し
- (2)設置した電気自動車等充電設備の全景、製品名及び型番が確認できる書類
- (3)電気自動車等充電設備を設置した位置が確認できる平面図又は立面図
- (4)設置した電気自動車等充電設備のカタログの写し
- (5)新品であることが確認できる書類
例：保証書、出荷証明書、施工証明書等

◎添付書類一覧

書 類	Z E H	太陽光 発電設備	蓄電池 設備	高断熱 窓改修	H E M S	電気自動車 等充電設備
① 同意書又は住民票の写し及び市長が発行した納税証明書 (全項目)	○	○	○	○	○	○
② 住宅の位置図	○	○	○	○	○	○
③ 住宅の全景の写真	○	○	○	○	○	○
④ 太陽光発電設備及び蓄電池設備の配置図及び設置状況が確 認できる写真		○	○	○	○	○
⑤ 余剰電力の売買に係る契約書の写し(余剰電力を電力会社 に売電する場合)	○	○	○	○	○	○
⑥ 補助対象事業が完了した日が確認できる書類 (工事請負者又は販売者が作成した書類にあっては、代表 者及び会社印が押印されたもの。) 例) 工事完了引渡証明書、検査済証、登記簿等	○	○	○	○	○	○
⑦ 領収書の写し又は経費を支払ったことを証する書類の写し	○	○	○	○	○	○
別表第3に掲げる補助対象事業ごとの添付書類	※補助対象事業によって異なります。					
・ B E L S 評価書の写しまたは Z E H であることを証明で きる書類	○					
・ Z E H の新築に係る工事請負契約書の写し又は購入に係 る売買契約書の写し	○					
・ 太陽光発電設備の設置に係る工事請負契約書の写し又は 売買契約書の写し		○				
・ 設置した太陽光発電設備の総発電容量が確認できるカタ ログの写し		○				
・ 蓄電池設備の設置に係る工事請負契約書の写し又は売買 契約書の写し			○			
・ 設置した蓄電池設備の総蓄電容量が確認できるカタログ の写し			○			
・ 高断熱窓への改修に係る工事請負契約書の写し (経費の内訳が明記されていない場合は、経費の内訳が確 認できる書類の写しも添付)				○		
⑧ 改修した高断熱窓の全景、製品名及び型番が確認できる 写真				○		
・ 住宅全ての窓の位置が確認できる平面図及び立面図				○		
・ 住宅全ての窓の熱還流率が確認できるカタログの写し				○		
・ H E M S の設置に係る工事請負契約書の写し又は売買契 約書の写し					○	
・ 設置した H E M S の全景、製品名及び型番が確認できる 写真					○	
・ H E M S を設置した位置が確認できる平面図					○	
・ 設置した H E M S のカタログの写し					○	
・ 電気自動車等充電設備の設置に係る工事請負契約書の写 し又は売買契約書の写し						○
・ 設置した電気自動車等充電設備の全景、製品名及び型番 が確認できる写真						○
・ 電気自動車等充電設備の設置した位置が確認できる平面 図又は立面図						○
・ 設置した電気自動車等充電設備のカタログの写し						○
・ 設備等が新品であることが確認できる書類		○	○	○	○	○
⑨ その他市長が必要と認める書類	※必要に応じてご連絡いたします。					

◇申請できる期間

補助対象事業	期間
・ Z E Hの新築又は購入	<u>住宅の工事が完了した日又は住宅の引渡しを受けた日から1年以内。</u>
・ 太陽光発電設備の設置 ・ 蓄電池設備の設置 ・ H E M Sの設置 ・ 電気自動車等充電設備の設置	<u>設備の設置が完了した日から1年以内。</u>
・ 高断熱窓への改修	<u>改修工事が完了した日から1年以内。</u>

4. Q&A

Q	A
1 国の補助金との併用はできますか。	できます。
2 複数の補助対象事業に対する補助の併用はできますか。	<p>可能です。以下の組み合わせの併用はできます。</p> <p>Z E Hの新築又は購入 = ① 太陽光発電設備の設置 = ② 蓄電池設備の設置 = ③ 高断熱窓への改修 = ④ H E M S の設置 = ⑤ 電気自動車等充電設備 = ⑥</p> <p>①+⑥ ②+③ ②+③+④ ②+③+④+⑤ ②+③+④+⑤+⑥ ③+④ ③+④+⑤ ④+⑤ ④+⑤+⑥ ⑤+⑥</p>
3 この補助金は、住宅取得に関する他の補助制度との併用はできますか。	できます。
4 郵送での申請はできますか。	<p>可としますが、以下のことにご留意ください。</p> <p>(1) 封筒の表に「佐野市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス化支援補助金 申請書在中」と明記のうえ、ご郵送ください。</p> <p>(2) 郵送により到達した申請書は、到達日の窓口受付終了後に受け付けます。</p> <p>(3) 書類不備があるなどの場合は、返送させていただきますことがございますので、返送用封筒を同封してください。</p>
5 H E M S は自動制御システムが搭載されていることが必須ですか。	<p>必須ではありません。</p> <p>要件については、7ページの「⑤H E M S の設置」をご参照ください。</p>

	Q	A
6	この補助金を複数回受けることはできますか。	同一の補助対象事業に対する補助を複数回受けることはできません。 しかし、別の補助対象事業に対する補助金であれば受けることができます。 例えば、一度H E M S の設置に対する補助金を受けた方は、もう一度H E M S の設置に対する補助金の交付は受けられませんが、電気自動車等充電設備の設置に対する補助金の交付を受けることはできます。
7	10kw以上の出力の太陽光発電設備を設置する予定ですが、補助対象になりますか。	蓄電池設備が住宅に設置されており、かつ、当該太陽光発電設備で発電した電気を自家消費するものであれば、補助対象になります。 そのため、10kw以上の設置の場合は、太陽光発電設備で発電した電気が自宅で使用できる状態になっていることが分かる配線図などを添付してください。
8	補助対象事業を実施する際、中古やリースで取得する場合は補助の対象になりますか。	補助の対象とはなりません。全ての補助対象事業において、新品であることが補助の条件です。
9	住宅を改築し、Z E H の定義を満たす住宅になりました。Z E H に対する補助の対象になりますか。	補助の対象とはなりません。補助の対象となるのは、Z E H 住宅を新築した場合、又は、 <u>新築の建売のZ E H 住宅を購入した場合</u> のみとなります。 ただし、改築により新規に設備の設置等を行った場合は、②～⑥の申請をすることが可能です。
10	納税証明書はいつの年度のものを提出すればいいですか。	申請を行う年度の納税証明書を提出してください。 ただし、4, 5, 6月に申請をされる方は、納税証明書ではなく、同意書の提出をお願いします。 同意書の提出が難しい場合は、申請を行う年度及び前年度の納税証明書の2つを提出してください。

	Q	A
11	<p>建設されてから1年を経過した建売のZEH住宅を購入しました。「住宅の品質確保の促進等に関する法律」における新築住宅ではありませんが、補助の対象となりますか。</p>	<p>未入居の建売のZEH住宅であれば、補助の対象といたします。引渡しを受けた日から1年以内が申請できる期間となります。場合によっては、当該住宅が未入居であることの証明書(家屋未使用証明書等)の提出をお願いすることがあります。</p>
12	<p>電力会社と契約した電力の売買に係る契約書の写しとは、例えばどんなものが該当しますか。</p>	<p>例えば、電力会社が発行する「接続契約のご案内」が該当します(出力10kW未満の場合に限る。)。当該書類は、全量売電でないことを証明するために添付いただく書類ですので、上記例以外についてもこのことが証明できる書類であれば可とします。10kW以上の設置の場合は、太陽光発電設備で発電した電気が自宅で使用できる状態になっていることが分かる、配線図などを添付してください。</p>
13	<p>施工業者が展開するキャンペーン等により、契約金額と、実際に支払いをした金額に差額があります。どのような書類が必要になりますか。</p>	<p>当該キャンペーン等の内容が分かる書類、及び、当該差額がどのように処理されているかが分かる書類を、契約書及び領収書に加えてご用意ください。</p>
14	<p>FIT制度における売電期間が終了しており、電力会社と契約した電力の売買に係る契約書の写しでは、余剰売電であることが証明できません。どうしたらよいですか。</p>	<p>一般社団法人 太陽光発電協会 JPEA代行申請センター発行の、「再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定の証明について」という書類を合わせてご提出ください。こちらを以って、現在も余剰売電が行われているかを確認させていただきます。</p>

5. 佐野市ネット・ゼロ・エネルギー・ ハウス化支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 本市における温室効果ガスの排出削減を推進するため、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス化の取組を行った者に対し、市が予算の範囲内で交付するネット・ゼロ・エネルギー・ハウス化支援補助金（以下「補助金」という。）については、佐野市補助金等交付規則（平成17年佐野市規則第60号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス 外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギー等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅をいう。
- (2) ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス化 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスを新築し、又は購入すること及び自己が居住する住宅（賃貸住宅及び集合住宅を除く。以下同じ。）に省エネルギー性能の向上に資する設備を設置し、又は改修することをいう。
- (3) 太陽光発電設備 蓄電池設備と常時接続し、太陽電池により太陽光を電気に変換する設備及びこれに附属する設備であって、住宅の家電製品に給電することを主な目的とするものをいう。
- (4) 蓄電池設備 太陽光発電設備と常時接続し、電力の充電及び給電ができる蓄電池及び電力変換装置により構成する設備をいう。
- (5) HEMS 住宅の電力の使用量、発電量等を自動で計測し、モニター画面等で確認できる機能を有するシステムをいう。
- (6) 高断熱窓 熱貫流率が $2.33\text{ W/m}^2\cdot\text{K}$ 以下の窓をいう。
- (7) 電気自動車等 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条に規定する自動車検査証において燃料の種類が「電気」又は「ガソリン・電気」と記載されているものをいう。
- (8) V2H 電気自動車等と住宅の間で充電及び給電をすることができる設備をいう。
- (9) 電気自動車等充電設備 電気自動車等に充電をすることができる設備及びV2Hをいう。
- (10) BELS 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第7条の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年国土交通省告示第489号）に定められた第三者認証の一つである建築物省エネルギー性能表示制度をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表第1の左欄に掲げる区分ごとに同表右欄に掲げる要件に該当する事業とする。

(交付対象者)

第4条 補助金の交付の対象者となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1)市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2)佐野市税条例（平成17年佐野市条例第63号）、佐野市都市計画税条例（平成17年佐野市条例第64号）又は佐野市国民健康保険税条例（平成17年佐野市条例第65号）の規定により課された全ての市税（以下「市税」という。）を滞納していないこと。
- (3)補助金の申請に係る住宅に自らが居住していること。
- (4)同一の補助対象事業について、既にこの告示による補助金の交付の決定を受けていないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げる費用とする。

- (1)ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの新築又は購入に要する費用
- (2)設置する設備の本体、部材及び架台の購入並びにその設置に係る費用
- (3)改修の施工に要する費用

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表第2の左欄に掲げる補助対象事業の区分ごとに同表右欄に掲げる額又は同欄に掲げる計算方法により算出した額とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

- 2 前項の場合において、太陽光発電設備若しくは蓄電池設備の設置又は高断熱窓への改修については、別表第2の右欄に掲げる金額を上限とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス化支援補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1)同意書又は住民票の写し及び市長が発行した納税証明書
- (2)申請に係る住宅の位置図
- (3)申請に係る住宅の全景の写真
- (4)ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの新築又は購入を除く補助対象事業に係る補助金の交付の申請をする場合は、太陽光発電設備及び蓄電池設備の配置図及び設置状況が確認できる写真

(5)余剰電力を電力会社に売電する場合は、電力会社と契約した電力の売買に係る契約書の写し

(6)補助対象事業が完了した日が確認できる書類（工事請負者又は販売者が作成した書類にあっては、代表者印及び会社印が押印されたものに限る。）

(7)補助対象事業に係る領収書の写し又は申請者が当該経費を支払ったことが確認できる書類の写し

(8)別表第3の左欄に掲げる補助対象事業の区分ごとに同表右欄に掲げる書類

(9)前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

2 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの新築又は購入に係る補助金の交付の申請をする場合は、同一の住宅に係る太陽光発電設備、蓄電池設備若しくはHEMSの設置又は高断熱窓への改修に係る補助金の交付の申請をすることはできない。

3 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの新築又は購入を除く補助対象事業に係る補助金の交付の申請を行う場合は、当該補助対象事業が新規に行われたものでなければならない。

4 第1項の規定による申請は、補助対象事業が完了した日から起算して1年以内に行わなければならない。

（交付の決定）

第8条 市長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、速やかに、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときはネット・ゼロ・エネルギー・ハウス化支援補助金交付決定通知書により、補助金の交付をしないことと決定したときはネット・ゼロ・エネルギー・ハウス化支援補助金交付申請棄却通知書により申請者に通知する。

（補助金の交付）

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに、当該決定を受けた者の指定する金融機関の口座に補助金を振り込むものとする。

（決定の取消し）

第10条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により第8条の規定による補助金の交付の決定を受けたと認めるときは、当該決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金の返還）

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、偽りその他不正の手段により交付を受けた補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

（書類の様式）

第12条 この告示の規定により必要とする書類の様式は、市長が別に定める。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年10月7日から施行する。

別表第1（第3条関係）

補助対象事業	補助の要件
ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの新築又は購入	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1)国が定めたネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの定量的要件を満たしている住宅であること。</p> <p>(2)申請者が新築した住宅又は購入した住宅（新築であるものに限る。）であること。</p>
太陽光発電設備の設置	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1)新品であること。</p> <p>(2)蓄電池設備が設置されていること。</p>
蓄電池設備の設置	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1)新品であること。</p> <p>(2)太陽光発電設備が設置されていること。</p>
高断熱窓への改修	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1)既設窓の改修であること。</p> <p>(2)次のいずれかの方法による改修であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 内窓の取付け イ 外窓の交換 ウ ガラス交換、カバー工法（既存窓枠を取り外さずに、その枠の上から別の窓を取り付ける工法をいう。）又は建具交換（障子部分である建具及びガラスを体として交換することをいう。）によるガラスの交換 <p>(3)改修により、住宅の全ての窓の熱貫流率が$2.33\text{ W/m}^2\cdot\text{K}$以下になること。</p> <p>(4)高断熱窓への改修に要する資材が新品であること。</p> <p>(5)太陽光発電設備及び蓄電池設備が設置されていること。</p>
HEMSの設置	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1)一般社団法人エコーネットコンソーシアムが定める「E C H O N E T L i t e」規格の認証登録番号を取得しているものであること。</p> <p>(2)電力使用量を1時間以内の間隔で計測し、1時間以内の単位で1月以上、1日以内の単位で13月以上のデータを蓄積できるものであること。</p> <p>(3)新品であること。</p> <p>(4)太陽光発電設備及び蓄電池設備が設置されていること。</p>
電気自動車等充電設備の設置	<p>次のいずれにも該当するもの</p> <p>(1)住宅に設置されたものであること。</p> <p>(2)V2Hを設置する場合は、V2H専用ブレーカーを設置していること。</p> <p>(3)V2Hを除く電気自動車等充電設備を設置する場合は、分電盤に専用の分岐回路を設置していること及びテストボタンが付いた分岐回路用漏電ブレーカーを設置していること。</p> <p>(4)新品であること。</p> <p>(5)太陽光発電設備及び蓄電池設備が設置されていること。</p>

別表第2（第6条関係）

補助対象事業	補助金の額
ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの新築又は購入	400,000円
太陽光発電設備の設置	設置する太陽電池の最大出力（モジュールの公称最大出力の合計値をいう。）に10,000円を乗じて得た額。ただし、90,000円を上限とする。
蓄電池設備の設置	蓄電容量に20,000円を乗じて得た額。ただし、100,000円を上限とする。
高断熱窓への改修	改修に要した費用の3分の1の額。ただし、200,000円を上限とする。
HEMSの設置	10,000円
電気自動車等充電設備の設置	50,000円

別表第3（第7条関係）

補助対象事業	添付書類
ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの新築又は購入	(1)BELS評価書の写し又はネット・ゼロ・エネルギー・ハウスであることを証する書類の写し (2)ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの新築に係る工事請負契約書の写し又は購入に係る売買契約書の写し
太陽光発電設備の設置	(1)太陽光発電設備の設置に係る工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し (2)設置した太陽光発電設備の総発電容量が確認できるカタログの写し (3)新品であることが確認できる書類
蓄電池設備の設置	(1)蓄電池設備の設置に係る工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し (2)設置した蓄電池設備の総蓄電容量が確認できるカタログの写し (3)新品であることが確認できる書類
高断熱窓への改修	(1)高断熱窓への改修に係る工事請負契約書の写し。ただし、当該契約書に経費の内訳が明記されていない場合は、見積書その他の経費の内訳が確認できる書類の写し (2)改修した高断熱窓の全景、製品名及び型番が確認できる写真 (3)住宅全ての窓の位置が確認できる平面図及び立面図 (4)住宅全ての窓の熱貫流率が確認できるカタログの写し (5)高断熱窓への改修に要した資材が新品であることが確認できる書類
HEMSの設置	(1)HEMSの設置に係る工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し (2)設置したHEMSの全景、製品名及び型番が確認できる写真 (3)HEMSを設置した位置が確認できる平面図 (4)設置したHEMSのカタログの写し (5)新品であることが確認できる書類
電気自動車等充電設備の設置	(1)電気自動車等充電設備の設置に係る工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し (2)設置した電気自動車等充電設備の全景、製品名及び型番が確認できる写真 (3)電気自動車等充電設備を設置した位置が確認できる平面図又は立面図 (4)設置した電気自動車等充電設備のカタログの写し (5)新品であることが確認できる書類

問合せ先

☎ 3 2 7 - 8 5 0 1

佐野市高砂町 1 番地

佐野市 市民生活部 気候変動対策課 気候変動対策係

TEL : 0283-85-7302

FAX : 0283-20-3046

E-mail: kikouhendou@city.sano.lg.jp

※月曜日から金曜日(祝休日を除く)の午前 8 時 3 0 分から
午後 5 時 1 5 分まで

※様式等は、市ホームページからダウンロードすることができます。